

令和3(2021)年8月30日
新潟県糸魚川市
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部

糸魚川市とUR都市機構が連携協力に関する協定を締結！！
～コンパクトシティの形成に向けたまちづくりを推進～

糸魚川市と独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」）は、糸魚川市におけるコンパクトシティのまちづくりを円滑に推進することを目的として、令和3年8月27日（金）に「糸魚川市コンパクトシティの推進に向けた協定書」を締結しましたのでお知らせいたします。

（別添協定書参照）



写真左より

よねだ とおる
米田 徹

糸魚川市長

むらかみ たくや
村上 卓也

UR都市機構

東日本都市再生本部長

（お問い合わせ先）

糸魚川市

産業部都市政策課復興推進係 （電話）025-552-1511

UR都市機構

東日本都市再生本部 まちづくり支援部まちづくり支援課 （電話）03-5323-0559

東日本都市再生本部 総務部総務課（広報担当） （電話）03-5323-0625

<協定締結の背景及び目的等>

1) 背景

UR都市機構は、平成29年3月21日に糸魚川市と交換した「糸魚川市駅北復興まちづくりの推進に向けた覚書」に基づいて、大規模な火災が発生した糸魚川市駅北地区の復興まちづくりの支援を行っており、その目的は概ね達成されたところです。一方で、糸魚川市では、高齢化・人口減少の進展などが見込まれるなか、人口構造の変化に対応したまちづくりが必要となっております。

2) 目的

糸魚川市におけるコンパクトシティの形成に向けたまちづくりについて、UR都市機構のもつノウハウを活用し、まちづくりに係る施策の方針の立案・推進等を支援し、市のまちづくりを円滑に推進することを目的としています。

3) 本協定に基づく主な取組み事項

- ・復興まちづくり計画におけるにぎわいの拠点施設（子育て支援施設）の整備に関すること
- ・立地適正化計画の推進に関すること
- ・公共施設等の利活用等に関すること

<糸魚川市の概要>

糸魚川市は新潟県の最西端に位置し、海岸、山岳、峡谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。また、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源や水資源などが豊富で、フォッサマグナについては日本列島生誕の謎を秘めた世界的な資源となっています。

平成28年12月22日、震災に起因しない火災としては約40年ぶりとなった大規模市街地火災によって中心市街地の約4ヘクタールが焼失し、将来にわたり安全安心でにぎわいと活力のあるまちづくりに向けた取り組みを推進しているところです。

約4年半が経過する現在、被災された皆様の生活と事業の再建が進むとともに、駅北広場等の新たな場所ができたこともあり、学校帰りの高校生や子ども連れの親子などを目にするのが増え、まちに新しい動きや兆しが出始めています。

<UR都市機構の概要>

【沿革等】

昭和30年に日本住宅公団を設立。昭和56年に宅地開発公団を統合し、住宅・都市整備公団を設立。平成11年に住宅・都市整備公団を廃止し、都市基盤整備公団設立。平成16年に地域振興整備公団の地方都市開発整備部門を統合して、独立行政法人都市再生機構を設立し、現在に至る。

資本金 10,757 億円（令和3年3月末現在）、職員数 3,192 人（令和3年4月1日現在）

【主な業務内容】

1. 都市再生

UR都市機構は、まちが抱える課題を解決するため、半世紀以上にわたって培ってきた豊富な事業経験やノウハウと公平性・中立性を生かし、民間事業者や地方公共団体、地域の皆様と連携して、政策的意義の高い都市再生を推進しています。

- ・国際競争力と都市の魅力を高める都市再生の推進
- ・地域経済の活性化やコンパクトシティの実現
- ・防災性向上による安全・安心なまちづくり

2. 賃貸住宅

UR賃貸住宅を適切に管理し豊かな生活空間を提供するとともに、高齢者や子育て世代など多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち「ミクストコミュニティ」の実現をめざします。

- ・多世代が安心して居住可能な環境整備
- ・持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進
- ・多様化するニーズに対応した賃貸住宅の提供

3. 災害復興

阪神・淡路大震災以降に培ってきた復旧・復興の経験を生かして、東日本大震災や熊本地震など、日本各地で発生した大規模災害からの復旧・復興を全力で推進していくとともに、国や関係機関との連携を図りながら、地方公共団体等への発災時の円滑な対応に関する啓発活動などを進めていきます。

糸魚川市コンパクトシティの推進に向けた協定書

糸魚川市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、平成 29 年 3 月 21 日に甲と乙で交換した「糸魚川市駅北復興まちづくりの推進に向けた覚書」の目的は達成したことから、少子高齢社会を見据え、糸魚川市におけるコンパクトシティの推進に向けたまちづくりを円滑に推進するため、改めて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が、糸魚川市におけるコンパクトシティの推進に向けて、相互に連携して取り組むことを目的とする。

（役割分担等）

第 2 条 甲は、まちづくりに係る現状分析、課題認識等を行うとともに、必要に応じて乙と相互連携協力を図りながら主体的に施策を推進する。

2 乙は、甲の要請に応じ、自ら持つ知見等を活用し、まちづくりに係る施策の方針の立案・推進等を支援する。

（連携協力事項）

第 3 条 本協定の目的を達成するため、甲及び乙は、以下に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）復興まちづくり計画におけるにぎわいの拠点施設（子育て支援施設）の整備に関すること
- （2）立地適正化計画の推進に関すること
- （3）公共施設等の利活用等に関すること

（連携体制）

第 4 条 甲及び乙は、前条に定める事項を円滑に推進するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとする。

（守秘義務）

第 5 条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た情報について、情報を提供した者の同意がある場合又は法令等に基づく場合を除き、第三者に対して開示し、又は目的外の使用をしてはならない。本協定の有効期間満了後においても、また同様とする。

（有効期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する有効期間内に、甲乙いずれかから本協定の更新について意思表示があった場合、本協定の更新に関する協議を行い、合意に達した際は、有効期間満了後から更に 2 年間、本協定を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 7 条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和3年8月27日

甲 新潟県糸魚川市一の宮一丁目2番5号
糸魚川市

糸魚川市長 _____ 米田 徹

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

本部長 _____ 村上 卓也